

# 天明寺納骨堂使用規定(契約約款)

## (目的)

第1条 本約款は宗教法人天明寺が管理する納骨堂(以下「納骨堂」という)の使用及び管理に関して必要な事項を定め、その使用及び管理が適切に行われることを目的とする。

## (納骨堂の使用)

第2条 使用者は、契約成立後第6条、第7条、第8条の規定により契約が解除されない限り、継続して使用する権利を有する。

- 2 使用者は、焼骨及び位牌等の埋蔵その他納骨堂本来の使用目的以外の目的の為に使用してはならない。
- 3 使用者は、天明寺の承諾を得ずに納骨堂を使用する権利を他人に譲渡し、又は使用させてはならない。
- 4 使用者は、焼骨の埋葬許可書(火葬許可書)、及び改葬許可書を必ず、提出しなければならない。ただし、位牌等の埋蔵の場合はその限りではない。
- 5 合祀供養の契約後は焼骨の返却はなされないものとする。

## (永代供養料等)

第3条 使用者は、天明寺と協議の上、永代供養料もしくは納骨堂預かり金を支払わなければならない。

- 2一 使用者が永代供養料を支払う場合、支払いは一回限りとし、使用者は、下記に定める金額を天明寺が定める期日( 年 月 日)までに支払わなければならない。
- 二 使用者が、納骨堂預かり金を支払う場合、下記に定める金額を毎年 月 末日までに支払わなければならない。

永代供養料 \_\_\_\_\_ 円

納骨堂預かり金 \_\_\_\_\_ 年間 \_\_\_\_\_ 円

- 3 使用者は、第2条の金員を下記銀行口座に送金して支払う  
なお振込手数料は使用者の負担とする

(お振込み先) 群馬銀行 総社支店 普通口座 店番118

口座番号 0355413 宛先 宗教法人 天明寺

### (納骨堂の管理)

第4条 お供え物等は参拝後、各自持ち帰ること。

- 2 納骨堂の環境整備、管理については天明寺がその責任を負う。
- 3 使用者は、他の使用者の迷惑にならないよう十分注意をして参拝しなければならない。
- 4 納骨堂の故障や欠損などが生じた場合、天明寺がその責任を負う。
- 5 納骨堂内において起こる自然災害等の不可効力による事故、または盗難等について、天明寺は責任を負わない。

### (管理料)

第5条 天明寺は、前条第2項に要する費用に充てるため、別に定めるところにより、使用者に対して毎年管理料を請求するものとし、使用者はこれを支払わなければならない。

- 2 天明寺は、物価の変動等により、当該時点における管理料によっては前項に規定する費用を賄うことができなくなったとき、またはその確実な見込みが生じたときは、管理料を改定することができる。
- 3 前項の場合においては改定後の額及び改定の具体的な理由を明記して、使用者に対し、事前に書面により通知するものとする。

### (使用者による契約の解除)

第6条 使用者は、書面をもっていつでも契約(使用権の放棄を含む)を解除することができる。

- 2 前項の場合においては、いかなる場合であっても使用者は既に支払った使用料(供養料も含む)及び管理料の返還を請求することはできない。
- 3 第1項の場合において、契約解除の日の属する年度の使用料及び、管理料を納付していないときは、使用者は当該年度の使用料及び、管理料を支払わなければならない。

### (天明寺による契約の解除)

第7条 天明寺は、使用者が使用料または、管理料を所定の期日までに支払わなかったときは、書面をもって、契約を解除することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、使用者が次の各号の一に該当する場合には、天明寺は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときに

は、書面をもって、契約を解除することができる。

- 一 3年間、使用料または管理料を支払わなかった場合
- 二 第2条第2項に規定する使用目的に違反して納骨堂を使用した場合
- 三 第2条第3項の規定に違反して納骨堂を使用する権利を他人に譲渡し、又は使用させた場合
- 四 第4条第3項の規定に違反して、他の使用者に対し被害発生や迷惑防止等の作為・不作為があり、天明寺からの注意等によっても使用者の行為が改まらない場合

### (契約の終了及びこれに伴う措置)

第8条 本契約は次に掲げる場合に終了するものとする。

- 一 第6条の届出があったとき
- 二 前二条の規定により契約が解除されたとき
- 2 契約が終了したときは、使用者であったもの又はその祭祀承継者(次項及び第4項において「元使用者等」という)は速やかに納骨堂内に埋蔵された焼骨及び位牌等を引き取るものとする。
- 3 元使用者等が前項に定める義務を履行しない場合において、契約終了後1年を経過した場合には、天明寺は法令の規定による改葬手続きを経て、埋蔵された焼骨を合葬、もしくは合祀することができる。位牌等については返却せず、当寺の法儀に則り、お焚き上げ供養するものとする。
- 4 前項の場合においては天明寺は実費を元使用者等に請求することができる。

### (使用者本人死亡の場合の措置)

第9条 契約(代理人による委託契約も含む)成立後、使用者本人が死亡し、かつ、使用者に祭祀承継がない場合、天明寺は所定の手続きを経てその使用者本人の焼骨及び位牌等を引き取ることができる。

- 2 使用者本人が死亡し、使用者本人に祭祀承継があった場合、祭祀承継者は本約款を引き継ぐものとし、使用料及び管理料の支払義務を負うほか、本約款の内容に従わなければならない。
- 3 使用者本人が死亡し、祭祀承継があった場合で、祭祀承継者が使用者本人の焼骨及び位牌等を引き取る場合は、本契約は第6条により解除されたものとする。

### (その他)

第10条 本規定(契約約款)の施行にあたっては、細部の事項を定めた納骨堂運営規則を別に定めるものとする。

- 2 本規定(契約約款)に定めのない事項については、本規定の主旨を尊重して、使用者及び天明寺の双方で協議をして善処するものとする。

